

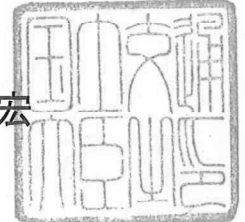


国総参社第2号
平成27年6月3日

社会資本整備審議会
会長 三村 明夫 殿

交通政策審議会
会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣
太田 昭 宏



社会資本整備重点計画の見直しについて

標記について、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条の規定に基づき作成した社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）を見直すに当たり、貴審議会の意見を求める。

国社整審第9号
平成27年6月3日

計画部会

会長 金本 良嗣 殿

社会資本整備審議会

会長 三村 明夫



社会資本整備重点計画の見直しについて

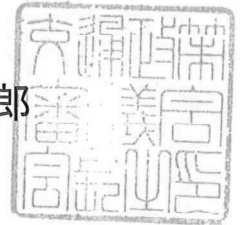
平成27年6月3日付国総参社第2号により当審議会に諮問された「社会資本整備重点計画の見直しについて」については、社会資本整備審議会運営規則第9条第2項の規定により、当審議会計画部会に付託します。



国交政審第2号
平成27年6月3日

交通体系分科会
会長 浅野 正一郎 殿

交通政策審議会
会長 浅野 正一郎



交通政策審議会交通体系分科会への付託について

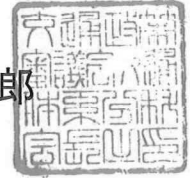
国土交通大臣から本審議会に対し、「社会資本整備重点計画の見直しについて」について意見を求められましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定により、交通体系分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。



国交政審（交）第8号
平成27年6月3日

交通体系分科会計画部会
会長 金本 良嗣 殿

交通体系分科会
会長 浅野 正一郎



交通政策審議会交通体系分科会計画部会への付託について

交通政策審議会から本分科会に対し、「社会資本整備重点計画の見直しについて」について付託されましたので、交通体系分科会運営規則第8条第2項の規定に基づき、計画部会において審議され、その結果を報告されるようお願いします。